「北海道新幹線建設促進関係自治体連絡協議会」設置要領

（名　称）

第１条　この会は、北海道新幹線建設促進関係自治体連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目　的）

第２条　本会は、北海道新幹線全線の早期完成の実現と、沿線地域への開業効果の波及・拡大を目指し、連携して取り組んでいくことを目的とする。

（所掌事項）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 中央への効果的な要望活動の実践

(2) 開業効果の波及・拡大に向けて連携した取組の実践

(3) 上記に関する情報交換

(4) その他、北海道新幹線の建設促進、開業効果の波及・拡大に必要な取り組み

（組　織）

第４条　協議会は、別表１に掲げる職にある者で構成する。

（役　員）

第５条　協議会に会長および副会長１名、監事２名を置く。

２　会長および副会長、監事は互選とし、任期は２年とする。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

５　監事は、本会の運営及び会計事務について監査する。

（会議の招集等）

第６条　協議会は、会長が招集し、これを主宰する。

２　構成員は、事故ある時は、代理者を出席させることができる。

（幹事会）

第７条　協議会の円滑な運営を補助するため、幹事会を設置する。

２　幹事は、別表２に掲げる職にある者をもって充てる。

３　幹事会の代表は、協議会の会長の組織の者をもって充てる。

（事務局）

第８条　事務局は、協議会の会長の組織内に置く。

（経費）

第９条　協議会の経費は、構成員の負担金、その他の収入をもってあてる。

２　負担金は、協議会で実施する事業にかかる費用とし、協議会での決定に基づき、必要に応じて徴収するものとする。

（会計年度）

第10条　協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わるものとする。

（その他）

第11条　この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

1　この要領は、平成 18 年　5 月 19 日から施行する。
2　この要領は、平成 23 年 11 月 26 日から改正施行する。
3　この要領は、平成 26 年　5 月 26 日から改正施行する。
4　この要領は、平成 27 年 7 月 16 日から改正施行する。
5　この要領は、令和 7 年 7 月 22 日から改正施行する。
6　この要領は、令和 8 年 7 月 17 日から改正施行する。

別表１　協議会構成員

所属	職名	備考
札幌市	市長	会長
小樽市	市長	
倶知安町	町長	
長万部町	町長	
八雲町	町長	
北斗市	市長	副会長
七飯町	町長	
函館市	市長	
木古内町	町長	

別表２　幹事会構成員

所属	職名	備考
札幌市	まちづくり政策局総合交通計画部新幹線推進室 新幹線推進担当課長	代表
小樽市	建設部 新幹線・まちづくり推進室主幹	
倶知安町	まちづくり新幹線課長	
長万部町	新幹線推進課長	
八雲町	政策推進課長	
北斗市	総務部企画課長	
七飯町	政策推進課長	
函館市	企画部 計画推進室新幹線・地域交通政策課長	
木古内町	まちづくり未来課長	